

議案第12号

三宅町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町行政組織条例（昭和51年3月三宅町条例第3号）の一部を改正する条例

を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年 3月10日提出

三宅町長 森田 浩司

三宅町行政組織条例の一部を改正する条例

三宅町行政組織条例（昭和 51 年 3 月三宅町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（部の設置）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 7 項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。

- (1) みやけイノベーション推進部
- (2) 総務部
- (3) 住民福祉部
- (4) まちづくり推進部

第 2 条を次のように改める。

（局、課及び室並びに係の設置）

第 2 条 町長は、前条に定める部の下に必要な局、課及び室を、課の下に係を置くことができる。

2 局、課及び室の名称及び部、局、課及び室の事務分掌その他この条例の施行に關し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

三宅町行政組織条例の一部を改正する条例新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p><u>(部の設置)</u></p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第7項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1) みやけイノベーション推進部 (2) 総務部 (3) 住民福祉部 (4) まちづくり推進部</p>	<p><u>(部の設置)</u></p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第7項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1) 総務部 (2) 未来創造部 (3) くらし創造部 (4) 健康子ども部 (5) 土木環境部</p>
<p><u>(局、課及び室並びに係の設置)</u></p> <p>第2条 町長は、前条に定める部の下に必要な局、課及び室を、課の下に係を置くことができる。</p> <p>2 局、課及び室の名称及び部、局、課及び室の事務分掌その他この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。</p>	<p><u>(課及び係の設置)</u></p> <p>第2条 町長は、前条に定める部の下に必要な課を、課の下に係を置くことができる。</p> <p>2 課の名称及び部及び課の事務分掌その他この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。</p>